「858」、「859」及び「860」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器			
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器
858	1	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	1kg	1A2，1B2，1D，1G，1H2，1N2，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2
		プラスチック製容器	0.5kg		
		金属製容器	0.5kg		
859	2	ガラス製又は陶製容器	1kg	15kg	
		プラスチック製容器	2.5kg		
		金属製容器	2.5kg		
		プラスチック袋	1kg		
860	3	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	25kg	
		プラスチック製容器	2.5kg		
		金属製容器	5kg		
		プラスチック袋	2.5kg		

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）内装容器のガラス製又は陶製容器の使用は、フッ化水素酸が存在しない場合に限ること。
3）等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「862」、「863」及び「864」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器	包装物当たりの許容質量	容器の種類
862	1	ガラス製又は陶製容器	1kg	25kg	1A2，1B2，1D，1G，1H2，1N2，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2	25kg	1A1，1A2，1B1，1B2，1D，1G，1H1，1H2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，複合容器，シリンダー
		プラスチック製容器	2.5kg				
		金属製容器	2.5kg				
863	2	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	50kg		50kg	1A1，1A2，1B1，1B2，1D，1G，1H1，1H2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，4A，4B，4C2，4D，4F，4G，4H2，複合容器，シリンダー
		プラスチック製容器	5kg				
		金属製容器	5kg				
		プラスチック袋	2.5kg				
864	3	ガラス製又は陶製容器	5kg	100kg		100kg	
		プラスチック製容器	5kg				
		金属製容器	10kg				
		プラスチック袋	5kg				

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）内装容器のガラス製又は陶製容器の使用は、フッ化水素酸が存在しない場合に限ること。
3）等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
4）天然木材、合板、再生木材又はファイバ製の単一容器を用いる場合、適切な材質で内張りがされたものに限ること。

「866」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器	
	包装物あたりの許容容量	外装容器
	旅客機以外の航空機	
2028	50kg	1A2，1B2，1G，1H2，1N2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）輸送許容物件は個別に包装され、仕切り、内装容器又は緩衝材を使用することで互いに分離されること。

「867」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器			
	内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器
2803	プラスチック製容器	3.5kg	20kg	1A2，1B2，1G，1H2，1N2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2